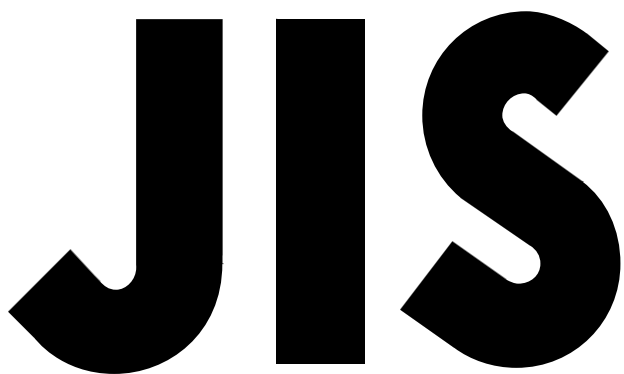




分析化学用語（分析機器部門）

JIS K 0215 : 2016

(JAIMA/JSA)

平成 28 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	中 島 眞 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成元.2.1 改正：平成 28.3.22

官 報 公 示：平成 28.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本分析機器工業会

(〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-12-3 第一アマイビル TEL 03-3292-0642)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 分類	1
3 用語及び定義	1
3.1 一般共通	2
3.2 電気化学分析機器	3
3.3 光分析機器	6
3.4 電磁気分析機器	12
3.5 表面分析機器	24
3.6 分離分析機器	27
3.7 流れ分析機器	36
3.8 熱分析機器	37
3.9 自動（連続）分析機器（環境分析，プロセス用・現場用分析）	40
3.10 バイオテクノロジー分析機器	45
解 説	52
索 引	61

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本分析機器工業会（JAIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 0215:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

分析化学用語（分析機器部門）

Technical terms for analytical chemistry (Analytical instrument part)

1 適用範囲

この規格は、化学分析における分析機器部門で用いる主な用語及びその定義について規定する。

2 分類

用語の分類は、次による。

- a) 一般共通
- b) 電気化学分析機器
- c) 光分析機器
- d) 電磁気分析機器
 - 1) 質量分析機器
 - 2) X線分析機器
 - 3) 電子顕微鏡
 - 4) 核磁気共鳴装置
- e) 表面分析機器
- f) 分離分析機器
 - 1) クロマトグラフ
 - 2) 電気泳動分析機器
- g) 流れ分析機器
- h) 熱分析機器
- i) 自動（連続）分析機器（環境分析、プロセス用・現場用分析）
- j) バイオテクノロジー分析機器

3 用語及び定義

用語及び定義は、次による。

なお、記載方法は、次による。

- a) 二つ以上の用語を並べた場合は、その欄の順序に従って優先使用する。
- b) 用語は、通常それぞれ箇条2の分類の範囲内で用いるものであるが、誤解のおそれのある用語については、用語の後の丸括弧内に使用分野を示す。
- c) 用語の読み方が紛らわしいものについては、用語の下に丸括弧書きでひらがなの読み方を示す。
- d) 対応英語（参考）で、コンマ（,）を挟んで二つ以上併記してあるものは、それぞれ同義語である。
- e) 汎用されるアルファベットによる略記号は、用語及び対応英語の欄に併記する。